

○屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件

平成 26 年 12 月 25 日
告 示 第 10 号

男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例第 42 条の 2 第 1 項に規定する消防長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- 1 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであって、次の各号のいずれにも該当するもの。
 - (1) 1日における人出の予想が10万人以上の規模のもの
 - (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模のもの
- 2 1に掲げるもののほか、消防長が人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める催し。

附 則

この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。